

改訂環境保護法（2015/01/01施行）等の環境法規の動向について

1. はじめに

ベトナム国（以下、ベトナム）環境保護法（以下、LEP）は、1993年制定され、2003年に第一回改訂が行われた。そして、第二回改訂は2014年6月23日に承認され、2015年1月1日より施行されている。

ベトナムでは、環境影響評価（EIA）を始めとする事業活動の実施に伴い準拠する必要のある環境関連法規が複雑に定められている。加えて、経済成長に伴い環境問題が顕在化しており、政府による事業者への環境違反の取締りが強化されている。

昨年（2014年）にも多くの日系企業が監査の対象となったり、遡及により摘発されたりする等、政府側と企業側の間で、環境関連法規規制の認識の差異に起因する問題が起こっている。このような問題があるにも関わらず、複雑な法制度の構造や頻繁な改訂、英訳もないことから関連法規の変更に気付かない等、一企業が法制度を把握することには限界がある。

そのため、今回のLEP改訂の概要や今後の法規制の制定予定、事業者の今後想定される対応事項について紹介することにより、インフラ開発等の事業活動に寄与する事を目的に、本ペーパーをとり纏めた。

2. ベトナムの行政機関・法令構造の紹介

1) 環境に係る行政機関

ベトナムの環境問題／課題に係る主要な行政機関は以下の通りである¹⁾。

MONRE（天然資源環境省）：

ベトナムの環境行政を所管しており、環境保護法等の法規作成も担っている。MONREの下部機関の中で、環境保護に係る事項を担うのがVEA（ベトナム環境総局）である。VEAの中には、監査部や公害防止部があり、企業への査察や環境汚染対策を実施している。

DONRE（天然資源環境局）：

各省／市／郡の環境保護を担っている。MONRE同様監査部や環境保全局（EPA）があり、企業への査察等実施している。

環境警察：

環境警察は、公安省（MOPS）や各省／市の公安局（DOPS）に属しており、環境違反に関する強制捜査を実施する権限を有している。

その他：

MOC/DOC（建設省／局）、MOIT/DOIT（工業省／局）、MOT/DOT（交通省／局）の下部組織として、それぞれの業務所掌に係る環境問題に対する対策を実施している（例：MOC/DOC：建設事業に伴う環境対策の管理等）。

2) 環境に係る主要法規の階層

環境保護に係る主な法規は、『LEP（環境保護法）＞ Decree（政令）＞ Circular（通達）』と続く構造である。また、QCVN（国家技術基準）は、産業排水基準（QCVN40:2011/BTNMT）や大気環境基準（QCVN05:2013/BTNMT）等が定められている。ただ、QCVNは、数多の基準を定めており、燃料の質を定めたQCVNやモーターバイク用ヘルメットの強度を定めたQCVNと、環境／排出基準が同等の扱いとなっており、日本を含む先進国での環境／排出基準とは位置付けが異なっている。

なお、国際協力機構ベトナム大気質管理制度構築支援プロジェクト（以下、JICA調査）で得た情報によ

1) MONRE HP (<http://www.monre.gov.vn/wps/portal/english>)及びベトナムにおける環境汚染の現状と対策、環境対策技術ニュース、環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/vietnam/SeidoVT.html>) を元に要約

ると、2015年には、生活排水基準（QCVN 14:2008／BTNMT）や産業排気ガス基準（QCVN 19:2009／BTNMT）等複数のQCVNが改訂される予定である²⁾。

3. 環境保護法改訂の要点

LEPは、ベトナムにおける環境保護に係る基本規則を定めた重要な法令である。しかし、2003年の第1回LEP改訂から10年が経過し、省庁間の不明瞭な権限／責任分担、実効性の伴わない規制等、運用を通じて明らかとなった課題や、複雑化・多様化する環境政策や社会情勢の変化に対応することを目的として2014年6月に改訂された。

2015年1月1日より、改訂LEPは施行されたが、その後、LEPに関連する下位法令が改訂／新設される計画があるなど、大きな動きが生じている。

改訂LEPの、主要な改訂点を以下に要約する。詳細な比較表（英文：LEP2005とLEP2014の比較、JICA調査にて作成）は、添付資料とする。なお、改訂LEPの和訳版は、JETRO HPに掲載されている³⁾。

表1：主要なLEP改訂点

対象	改訂項目
章構成	旧 LEP: 全 15 章、136 条項 改訂 LEP: 全 20 章、170 条項
全体概念	グリーン成長、グリーン経済の概念の追加 大気環境保護の追加
事業者 (規模により対象／非対象となる)	環境保護公約 (EPC) の削除
	環境保護計画 (Environmental Protection Plan) の追加
	地下水汚染者の汚染対策の明確化
	自動排水モニタリング装置設置義務の追加 (工場及び工業団地)
	認証された環境管理システム導入及び登録の義務化
政府	排ガス発生施設の登録、モニタリング、記録の義務化
	自動排気ガスモニタリング装置設置義務の追加
	国・省・市レベルの環境保護計画立案の追加 省庁間の権限／責任の明確化

なお、改訂LEPにて規定された改訂／追加事項を含む多くの詳細は、次節以降で記載するLEP改訂に伴い改訂／新設される関連政令及びその下位に位置する通達により順次規定される予定である。

4. LEP改訂に伴い改訂／新設される関連政令

VEA副総局長へのヒアリングによると、LEP改訂に伴いMONREが改訂及び新設を計画している環境関連政令は以下の7つである。

表：LEP改訂に伴い改訂／新設される関連政令

No	改訂／新規政令
1	環境保護法施行細則及び指針に関する政令 (政令 No.80/2006/ND-CP の改訂)
2	環境保護計画立案、戦略的環境影響評価、環境影響評価、環境保護計画に関する政令 (政令 No.29/2011/ND-CP の改訂)
3	廃棄物及びスクラップ管理に関する政令 (排水、排気ガス管理を含む) (新設)
4	環境保護領域における行政義務違反に対する制裁に関する政令 (政令 No. 179/2013/ND-CP の改訂)
5	環境への被害の特定に関する政令 (政令 No 113/2010/ND-CP の改訂)
6	環境モニタリング活動の実施条件に関する政令 (政令 No 27/2013/ND-CP の改訂)
7	世界の温室効果ガス削減活動へベトナムが参画するためのロードマップと手法に関する政令 (新設)

上記表中の、No.1～No.3については、2014年11月中旬に首相承認を得て、2015年1月1日の改訂LEP施行と同時に施行する計画であったが、2015年3月中旬時点では、どの政令も首相承認を通過していない。なお、同3月中もしくは4月にも承認される見込みとのことであるが、確定した日付はない。また、上記表中の、No.4～No.7は、2015年以降順次改訂・作成されるということであった。No.4については、後述の通り、2015年に改訂される計画が首相決定されているが、No.5～No.7の予定は不明である。

2) Decision No.37/2015/QĐ-BTNMT, Approving the development and promulgation program of legal normative documents which under state management competency if MONRE in 2015
 3) JETRO HP: http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business/pdf/VN_20140623.pdf

5. LEP改訂に伴い、事業者が今後必要となる対応事項及び対策

前述の通り、改訂LEPは施行されたが、改訂LEPに伴う政令が首相承認／施行されていないため、今後承認・施行される政令を把握する必要があるが、現在想定される、事業者が今後必要となる主要な対応事項及び対策について、以下の通り紹介する。

表：LEP改訂に伴う想定される主要な対応事項／対策

No	対応事項／対策
1	[自動排水／排ガスモニタリング装置に対する対応] 改訂LEPにより新たに規定された企業及び工業団地への自動排水／排ガスモニタリング装置の設置等の対応が想定される。詳細は今後策定されるが、導入は特定の施設に限定される見込み ^(注) 。
2	[廃棄物、排水、排ガス発生施設の政府への登録、モニタリング、記録への対応] 改訂LEPより新たに規定された環境負荷施設の登録、モニタリング・記録の保管が必要となる。
3	[環境保護計画策定に対する対応] 改訂LEPにより新たに規定された環境保護計画の作成が必要となる（EIA対象規模未満の事業者）。
4	[今後の環境関連法規改訂の把握] 前述の政令施行後、通達等が検討／施行される。規模要件や対応事項等の詳細については、通達にて規定される。（次節に、2015年の策定予定法規を示す）

(注) 新設される“廃棄物及びスクラップ管理に関する政令案（2014年12月版）”では、火力発電・鉄・セメント・化学肥料・石油産業、及び20t/h（蒸気量換算）の工業用ボイラーを排ガスモニタリング装置設置対象と規定している。

6. その他、2015年に改訂／新設される予定の環境関連法規

JICA調査で得た結果によると、MONREの2015年の計画として、6つの政令、60の通達、6つの省間通達を改訂／新設する予定である⁴⁾。なお、前節に記載した7つの関連政令のうち、No.1からNo.3については、2014年度の作成計画に入っており近日中には、承認・施行される予定である。

MONREは、環境のみならず土地／水利用・鉱業・気象等を対象としているが、事業活動において想定される主な環境関連法規を以下に挙げる。

表：2015年に改訂／新設される予定の政令・通達

No	事業活動に係る政令／通達
1	環境保護領域における行政義務違反に対する制裁に関する政令 (政令 No. 179/2013/ND-CP の改訂)
2	工業団地、輸出化工区、及びハイテクゾーンの環境保護に関する通達 (改訂LEP 条項 66、条項 67 に基づく通達、Circular 48/2011/TT-BTNMT の改訂)
3	経済特区の環境保護に関する通達 (改訂LEP 条項 65 に基づく通達、Circular 48/2011/TT-BTNMT の改訂)
4	年次環境報告書に関する通達 (改訂LEP 条項 130、条項 134 に基づく通達)
5	環境影響が想定される施設への排ガスモニタリングに関する通達 (改訂LEP 条項 102 に基づく通達)
6	スクラップの輸入と使用に係る省間通達 (MONRE, MOIT, MOF, MOPS をまたぐ通達)

5. おわりに

本ペーパーでは、2015年1月1日から施行されている改訂LEPの変更点、改訂LEPに伴い改訂／新設される予定の政令について紹介した。MONRE職員も、「2015年は、改訂LEPに伴う政令・通達等の対応が非常に多い見込み」としており、環境関連法規は随時改訂／新設されていく予定である。環境影響評価に係る政令、罰則に係る政令等、これまでインフラ建設等の事業活動を行う際に遵守していた政令が改訂され、環境汚染施設としての登録や自動観測モニタリング装置の設置が義務付けられる見込みである。重要な法令が施行された時など、注意深くフォローする必要がある。

以上

略語表

略語	英文	和文
BTNMT	Ministry of Natural Resource and Environment (Vietnamese: Bộ Tài nguyên và Môi trường)	天然資源環境省
DOIT	Department of Industry and Trade	工業局
DONRE	Department of Natural Resource and Environment	天然資源環境局
DOPS	Department of Public Safety	公安局
DOT	Department of Transportation	交通局
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
EPA	Environmental Protection Agency	環境保全局
EPC	Environmental Protection Commitment	環境保護公約
LEP	Law of Environmental Protection	環境保護法
MOF	Ministry of Finance	財務省
MOIT	Ministry of Industry and Trade	工業省
MONRE	Ministry of Natural Resource and Environment	天然資源環境省
MOPS	Ministry of Public Safety	公安省
MOT	Ministry of Transportation	交通省
ND-CP	(Government) Decree (Vietnamese: Nghị định của Chính phủ)	政令
QCVN	Vietnamese National Technical Regulation (Vietnamese: Quy chuẩn Việt Nam)	国家技術基準
TT	Circular (Vietnamese: Thông tư)	通達
VEA	Vietnam Environmental Administration	ベトナム環境総局